

## 台風15号に伴う災害救助法に基づく被災者支援について

## 1 目的

令和4年台風15号に伴う災害による被災者に対して、県より救助に関する事務の一部の委任を受け、災害救助法第13条第1項の規定に基づき、必要な支援を実施する。

## 2 事業内容

## (1) 住宅の応急修理 32,750千円（予備費充用）

被災者からの申込みを受け、市が申込書類を確認したうえで事業者と契約し、事業完了後に市から事業者に対して費用を支払う。

区分	大規模半壊・中規模半壊・半壊	準半壊
対象者	①災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者	災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では、応急修理をすることができない者
限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり655,000円以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり318,000円以内
救助期間	災害発生の日から12か月以内に完了	
事業費	655千円（大規模半壊・中規模半壊・半壊の限度額）×50件＝32,750千円	

## (2) 障害物の除去 13,830千円（予備費充用）

被災者からの申込みを受け、市が申込書類を確認したうえで事業者と契約し、事業完了後に市から事業者に対して費用を支払う。

対象者 半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自助・共助では当該障害物を除去できない者

限度額 1世帯当たり138,300円以内

救助期間 災害発生の日から10日以内（下線は特別基準の設定が可能）

事業費 138,300円（限度額）×100件＝13,830千円

## 3 実施状況

住宅の応急修理 申込み 4件（内訳：半壊0件、準半壊4件）

障害物の除去 申込み 0件